重要事項説明書

1.　事業所の概要

事業所名	岡山しげい居宅介護支援事業所
所在地	〒701-0202 岡山市南区山田 2117 番地（重井医学研究所 B1F）
事業者指定番号	岡山県　　3370101481
管理者・連絡先	末房　直子　　TEL：086-282-4358

2.　事業所の職員体制

職　　種	人　　員
管理者	１名
主任介護支援専員、介護支援専門員	１名以上

3.　当事業所のサービス方針

当事業所の介護支援専門員は、介護予防サービス支援計画（以下「ケアプラン」という）の作成に当たっては利用者の心身の状況、その置かれている環境等の評価を通じて現状を的確に把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき公正中立な立場で、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から効率的に提供できるよう配慮いたします。

4.　営業時間

月曜日～土曜日　　午前９時～午後５時 30 分

但し、日曜日・国民の祝日・年末年始（12 月 30 日～1 月３日）は除く。

5.　通常の事業の実施地域

岡山市（吉備、妹尾、福田、興除中学校区）・早島町

6.　従業者の業務内容

職　種	業　務　内　容
管理者	介護支援専門員等の従業者の管理、また、介護予防支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業者に、法令等の規定を遵守させる為に、必要な指揮命令を行います。

介護支援専門員	要支援状態にある利用者及びその家族の相談に乗り、利用者の状況を踏まえたケアプランを作成します。必要な居宅サービスが提供されるよう手配し、居宅サービス事業者との連絡、調整をします。また、施設入所を希望する方に適切な施設を紹介します。市町村、居宅サービス事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等と連携します。

※　分からないことがありましたら、ご遠慮なく質問して下さい。

7.　サービス利用料及び利用者負担

（1）利用料

ケアプラン作成については、介護保険制度から全額給付されるので、利用者負担はありません。

※ただし、介護予防支援を受けることについて、予めお住まいの市町村に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納により、法定代理受理が出来なくなった場合は、1ヶ月につき下記の金額を頂き、当事業所からのサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの介護保険の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

【介護予防支援費（Ⅱ）】

要支援１又は要支援２	472 単位/月

【加算】

初回加算	300 単位/月

※算定用件

新規にケアプランを作成する利用者及び、要介護者が要支援認定を受けた場合、加算します。

（2）交通費

介護支援専門員が訪問するに当たっての交通費は無料です。

（3）解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

8.　緊急時等における対応

介護予防支援実施中に、利用者の病状の急変及びその他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じます。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。なお、入院するときには、当事業所名及び担当職員の氏名・連絡先等を病院・診療所にお伝え下さい。

9.　事故発生時の対応及び損害賠償

当事業所がご利用者に対して行なう居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発の防止のための対策を講じます。事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係者への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、当事業所がサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

10.　虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待防止のため、次の措置を講じます。

1 (1)虐待防止委員会の開催及び検討結果の従業者への周知徹底

(2)虐待防止のための指針の整備

(3)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4)虐待の防止に関する責任者の配置

(5)その他虐待防止のために必要な措置

2 当該事業所の担当職員又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。

11.　身体的拘束の適正化

サービス提供にあたり、利用者の生命・身体を保護するため「緊急やむを得ない」場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

身体的拘束等を行う場合には、その様態、時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに「緊急やむを得ない」理由を記録します。

12.　業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

13.　衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し、掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

14.　成年後見制度の活用支援

利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

15.　相談窓口・苦情対応

(ア) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所相談窓口	電話番号　０８６－２８２－４３５８ ＦＡＸ番号　０８６－２８２－４３０１ 末房　直子

(イ) 公的機関においても、苦情申し出等ができます。

・各市町村の介護保険相談窓口

岡山市事業者指導課　０８６－２１２－１０１２

岡山市介護保険課　０８６－８０３－１２４０

早島町役場　健康福祉課　０８６－４８２－２４８３

・岡山県国民健康保険団体連合会　０８６－２２３－８８１１

16.　秘密の保持

(1) 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第二者の生命及び身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、その在職中及び退職後も保持します。

(2) 事業所は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、個人情報を用いることができるものとします。